

郵送による書類の送付先について

- 沖縄国税事務所では、一部の税務署の申告書等の入力や申告内容についての照会文書の発送などの内部事務を、集約して効率的に処理する「**内部事務のセンター化**」を実施しています。
- **令和8年7月1日（水）**から、下記の2つの税務署（**宮古島税務署**及び**石垣税務署**）を対象に、更に拡大することとしています。
- 対象税務署管内の納税者の皆様方におかれましては、申告書・申請書・添付書類等を郵送でご提出いただく場合は、下記の送付先（業務センター）に送付いただきますようお願いいたします。

※「内部事務のセンター化」は、所轄税務署を変更するものではありません。

※ e-Tax や窓口で提出する場合は、従来どおり所轄税務署へご提出ください。

< 令和8年7月1日（水）以降の送付先 >



〒 900 - 8508
那覇市樋川1丁目15番15号
那覇第一地方合同庁舎
沖縄国税事務所業務センター

留意事項

- 書面の申告書、申請書等を**業務センターへ直接持ち込むことはできません**。
- 納税証明書の交付や面接による相談などの窓口対応は、**従来どおり所轄税務署で行います**。
- 納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「**納税証明書交付請求書在中**」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。
- 面接による相談は、電話等で事前に相談日時等の予約が必要ですので、所轄税務署へお問い合わせください。

※ 税務行政のデジタル化における手続見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません**ので、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますようお願いいたします。